

愛知県

漁 港 号	漁 港 名	読 み	種別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ タ ー 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	備 考
2710010	二川	フタガワ	1	豊橋市	豊橋市	愛知外海		◎			S28.3.25		
2710020	高豊	タクト	1	豊橋市	豊橋市	愛知外海		◎			S28.3.25	S35.2.25	
2710025	伊川津	イカヅ	1	田原市	田原市	渥美		◎			S62.3.25		
2710050	姫島	ヒメジマ	1	田原市	田原市	渥美		◎	○		S29.7.12	S49.3.30	
2710060	宇津江	ウツエ	1	田原市	田原市	渥美		◎			S28.3.25		
2710068	御馬	オンマ	1	豊川市	豊川市	-		◎	○		S28.12.28		
2710080	宮崎	ミヤサキ	1	西尾市	西尾市	西三河		◎			S28.3.25	H7.10.23	
2710090	衣崎	コロモサキ	1	西尾市	西尾市	衣崎	2	○			S28.6.27		
2710095	味沢	アジサワ	1	西尾市	西尾市	西三河		○	○		S48.3.27		
2710100	寺津	テラツ	1	西尾市	西尾市	西三河		◎	○		S28.6.27		
2710110	蜷川	シジミガワ	1	碧南市	碧南市	大浜			○		S28.6.27		
2710120	河和	コウワ	1	知多郡美浜町	美浜町	美浜町		◎			S28.3.25		
2710130	上野間	カミノマ	1	知多郡美浜町	美浜町	野間		○			S28.6.27		
2710135	小鈴谷	コスガヤ	1	常滑市	常滑市	小鈴谷	2	◎			S46.5.24		
2710140	豊丘	トヨカ	1	知多郡南知多町	南知多町	大井		◎			S28.3.25		
2710145	山海	ヤマミ	1	知多郡南知多町	南知多町	豊浜		○			S56.7.10		
2710150	大野	オオノ	1	常滑市	常滑市	鬼崎		◎			S29.7.12		
2720010	福江	フクエ	2	田原市	愛知県	中山		○	○		S27.7.29	S45.5.29	
2720030	知柄	チガラ	2	蒲郡市	愛知県	蒲郡		◎			S26.7.28		
2720040	西幡豆	ニシハズ	2	西尾市	愛知県	幡豆	2	◎			S29.7.12	S45.1.12	
2720050	佐久島	サクジマ	2	西尾市(佐久島)	西尾市	西三河		◎			S28.12.28	S49.3.1	離島
2720060	一色	イツキ	2	西尾市	愛知県	西三河		○	○		S27.7.29	S44.9.6	
2720070	栄生	エイセイ	2	西尾市	西尾市	西三河		○	○		S26.7.28	H6.8.16	
2720080	大浜	オオハマ	2	碧南市	愛知県	大浜		◎	○		S30.10.21	S41.3.31	
2720090	大井	オオイ	2	知多郡南知多町	南知多町	大井		◎	○		S26.7.28	S62.6.25	
2720100	日間賀	ヒマカ	2	知多郡南知多町 (日間賀島)	南知多町	日間賀島		◎			S26.7.28	S49.3.1	離島
2720110	篠島	シノジマ	2	知多郡南知多町 (篠島)	愛知県	篠島		◎	○		S27.10.6	H13.3.30	離島
2720120	師崎	モロサキ	2	知多郡南知多町	愛知県	師崎		◎	○		S29.7.12	S61.12.1	
2720130	苅屋	カリヤ	2	常滑市	常滑市	常滑		◎			S29.7.12		
2720140	鬼崎	オニサキ	2	常滑市	常滑市	鬼崎		◎			S26.7.28		
2730010	三谷	ミヤ	3	蒲郡市	愛知県	三谷		◎	○		S26.7.28	H6.8.16	
2730020	形原	カタハラ	3	蒲郡市	愛知県	蒲郡		○	○		S26.7.28	S51.3.12	
2730030	豊浜	トヨハマ	3	知多郡南知多町	愛知県	豊浜		◎	○		S26.7.28	S38.10.16	
2740010	赤羽根	アカハネ	4	田原市	愛知県	愛知外海		◎			S26.7.28	S40.3.31	

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。